

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次
◇告示 生活保護法による医療機関の指定
土地の立入り
土地の用途廃止

◇公安告示
昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

告 示

鳥取県告示第五百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 日本国有鉄道
- 二 事業の種類 伯備線井倉、伯耆大山間線路増設工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 日野郡溝口町大字根雨原
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十三年八月二日から昭和四十六年七月二十四日まで

鳥取県告示第五百六十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年八月二日から用途廃止した。

昭和四十三年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面 積 (平方尺)	用 途
鳥取市正蓮寺字隠里九九ノ三番地先から九九ノ一番地先まで	一六九・五七	水路敷
九九ノ五番地先から九九ノ三番地先まで	五七・九五	〃

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年七月一日	薬師寺整形外科医院	米子市東福原六二五の一	整形外科、理学診療科	薬師寺廓磨

雲山字隠里三五八ノ三番地先から
三五六番地先まで

一四一・二五

鳥取県告示第五百六十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年八月二日から用途廃止した。

昭和四十三年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

倉吉市新田字善太夫田五四七ノ一番地先から 五四七ノ五番地先まで	面 (平方メートル)	用途
	三六・二五	水路敷

鳥取県告示第五百六十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年八月二日から用途廃止した。

昭和四十三年八月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米子市西福原字西原堂ノ西一九八番地先	面 (平方メートル)	用途
	三・八六	道路敷

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十一号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規則について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年八月十日から施行する。

昭和四十三年八月二日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

1の項中

市道火災復興一〇一線 鳥取市西町五丁目三〇一番地先から同市相生町三丁目一〇二番地地先までの間	六四〇メートル	大型自動車(車を除く。自動)	七時から九時まで
--	---------	----------------	----------

市道火災復興一〇一線 鳥取市西町五丁目三〇一番地先から同市相生町三丁目一〇二番地地先までの間	六四〇メートル	大型自動車(車を除く。自動)	七時から九時まで
--	---------	----------------	----------

元県道木地山倉吉線 倉吉市住吉町三一番地地先から同市同町八三番地地先までの間	一六〇メートル	〃	終日
--	---------	---	----

市道旭町西線 倉吉市上井三三番地地先から同地内山陰本線柳町踏切南詰までの間	一八〇メートル	〃	〃
---------------------------------------	---------	---	---

改め、

削る。

3の項中

市道三井清谷線 倉吉市上井三八四番地地先から同地内山陰本線柳町踏切南詰までの間	九〇〇メートル	大型自動車(車を除く。自動)	七時から九時まで
---	---------	----------------	----------

を

に

を

一般国道九号線 東伯郡赤碓町大字
赤碓字智光寺谷四八番の一地先
から同町大字赤碓一、九六七番の
四地先までの間

一、〇二〇
メートル

右

同

改める。

一般国道九号線 東伯郡赤碓町大字
一 赤碓四〇四番の一地先から同地内
九六七番の四地先までの間

一、一五〇
メートル

右

同

4の項中

改める。

一般国道九号線 東伯郡赤碓町大字
赤碓字智光寺谷四五八番の一地先
から同町大字赤碓一、九六七番の
四地先までの間

一、〇二〇
メートル

右

同

改める。

一般国道九号線 東伯郡赤碓町大字
一 赤碓四〇四番の一地先から同地内
九六七番の四地先までの間

一、一五〇
メートル

右

同

5の項中

鳥取市吉方三〇六番地地先

鳥取市南町四四一番地地先

鳥取市南町六〇一番地地先

段田理髪店前

鳥取市吉方四三〇番地地先

中山一成方前

鳥取市市吉方四三〇番地地先

鳥取市吉方六七八番地地先

鳥取市片原五丁目一八〇番地地先

に、 を、 を削り、 に を に を

鳥取市玄好町二二二番地地先

鳥取市湯所町一丁目八一一番地地先

鳥取市玄好町四〇一番地地先

八頭郡智頭町大字智頭七四六の
一番地地先

高木正夫方前

八頭郡智頭町大字智頭一、六二八番の
一地先

倉吉市西町二、六七二番地地先

徳岡康太郎方東側

倉吉市西町二、六七二番地地先

倉吉市上井町二丁目三〇七番地の五地先

倉吉市上井二四四番地地先

倉吉市上井三四七番の一地先

倉吉市上井三四七番の八地先

倉吉市海田八四番地の五地先

鳥取市吉方三〇八番地地先

米子市西三柳二、六七八番地地先

米子市西三柳二、六七八番地地先

米子市河崎六九番地の一地先

米子市河崎六八番地の二地先

米子市西福原九八〇番の七地先

米子市西福原九六二番の一地先

米子市河崎六九番地の一地先

米子市河崎六八番地の二地先

米子市西福原九八〇番の七地先

米子市西福原九六二番の一地先

米子市西三柳二、六七八番地地先

米子市西三柳二、六七八番地地先

米子市河崎六九番地の一地先

米子市河崎六八番地の二地先

米子市西福原九八〇番の七地先

米子市西福原九六二番の一地先

米子市西三柳二、六七八番地地先

米子市西三柳二、六七八番地地先

米子市河崎六九番地の一地先

米子市河崎六八番地の二地先

米子市西福原九八〇番の七地先

米子市西福原九六二番の一地先

に、 を、 を削り、 に、 を、 に、 を

00020

る。

6の項の(1)中

一般国道一七九号線
吉市殿城地内竹田橋西詰
から同市上井三三番地
の八地先までの間

二、二四〇
メートル

〃

一七時から二
時まで

を

一般国道一七九号線
吉市殿城地内竹田橋西詰
から同市上井三三番地
の八地先までの間

二、二四〇
メートル

〃

一七時から二
時まで

を

一般国道一七九号線
倉吉市海
田八四番地の五地先から
同市上井町一丁目地内倉
吉線山根踏切西詰までの
間

一、七三〇
メートル

〃

終
日

に

一般国道九号線
赤碓町大字赤碓字智光寺
谷四八番の一、地先から
同町大字赤碓一、地先六
番の四地先までの間

一、〇二〇
メートル

〃

〃

を

一般国道九号線
赤碓町大字赤碓四〇番
九一七番の四地先までの
間

一、一五〇
メートル

〃

〃

に

改める。

6の項の(2)に次の一号を加える。

八 報道機関が緊急取材のため使用中のもの

8の項中

吉方三〇六番地地先

一

段田理髪店前

を

吉方三〇八番地地先十字路

四

に

南町四四一番地地先十字路

二

を

南町四四一番地地先十字路

四

に

智頭町大字智頭六三三番地
地先十字路

二

京橋東詰

を

智頭町大字智頭六三三番地
地先十字路

二

京橋東詰

に

一、五〇六番地
の四地先

一

を

一、六五九番の四地先

一

を

一、六五九番の四地先

一

に

長砂町四七九番地の五地先

一

に

河崎二一番の一、地先

一

に

弥生町官有無番地地先

一

に

上後藤九二番地地先

一

に

灘町三丁目四八番地地先

二

に

旗ヶ崎九六八番地地先

一

に

四五二番地の一、地先

一

に

五一七番の一〇地先

一

に

る。

に改め

鳥取県公安委員会告示第五十二号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年八月十日から施行する。

昭和四十三年八月二日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

表中

三十一	倉吉市宮川町二七番地の二地先交差点(五差路)	定周期式 (一段式)
三十一	倉吉市宮川町二七番地の二地先交差点(五差路)	定周期式 (一段式)
三十二	鳥取市吉方三〇八番地地先交差点(十字路)	定周期式 (一段式)
三十三	鳥取市南町四四一番地地先交差点(十字路)	定周期式 (一段式)

を

に改める。